

第 4 2 8 回
令和 8 年度第 1 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 8 年 7 月 1 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月1日（水）13：26～14：04

2 場 所 T K P 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンス2D

3 出席者

【委員】

公益代表 亀野委員、國武委員、片桐委員、八重崎委員、渡辺（達）委員

労働者代表 金子委員、関口委員、藤田委員、山田委員、渡辺（謙）委員

使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員

【事務局】

労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

（1）北海道地方最低賃金審議会運営規程等について

（2）北海道最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）事業場実地視察について

（4）特定最低賃金の意向表明状況について

（5）その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

令和8年度第1回北海道地方最低賃金審議会を開催します。

本日の北海道地方最低賃金審議会は、使用者代表委員の渡部委員が都合により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の3分の2以上の出席の要件を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が18名と取材のため3名の記者の方がいらっしゃいますことを報告いたします。

審議に入る前に、第51期北海道地方最低賃金審議会委員については資料番号1のとおりとなっておりますが、委員の交代がありましたので、新たに任命後、今回初めて審議会の出席となります委員の方を紹介します。一言御挨拶をお願いします。

公益代表委員の渡辺委員です。

○渡辺（達）委員

札幌弁護士会の弁護士の渡辺と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長補佐

続きまして、労働者代表委員の関口委員でございます。

○関口委員

フード連合の関口です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長補佐

次に、事務局にも交代がありましたので、報告します。賃金室長の落合です。

○賃金室長

落合です。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長補佐

次に、最低賃金係長の五島です。

○最低賃金係長

五島です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長補佐

最後に私、賃金室長補佐の川村です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。

○亀野会長

会長の亀野でございます。昨年度に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に北海道労働局長から挨拶があると伺っております。

村松局長、よろしくお願いいたします。

○労働局長

北海道労働局長の村松です。

本日は御多用中にも関わらず、北海道地方最低賃金審議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、平素から最低賃金制度のみならず、労働行政全般にわたりまして特段の御理解と御協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

最低賃金につきましては、大幅な金額改定が続き、年々社会的関心や注目が高まっているところでございます。

こうした中、北海道の景気についてみますと、日銀札幌支店が6月2日に発表しました金融経済状況では、「一部に弱めの動きがみられるが、緩やかに持ち直している」とされております。

その一方で、北海道における最近の雇用情勢については、有効求人倍率が低下傾向にあり、「求職に対し求人の動きに弱さがみられる」状況となっております。

このような状況におきまして、先月26日に中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について調査審議が求められたところです。

今後、中央では、今年度の地域別最低賃金改正の目安について審議が進んでいくことと思われますが、審議結果がまとまりましたら、御報告させていただきます。

本日は、当審議会におきまして、令和8年度の北海道最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただくこととしております。

事務局におきましても審議会が円滑に運営できるよう努めさせていただきますので、北海道の実情を踏まえて十分に公労使で御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○亀野会長

ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議事（１）「北海道地方最低賃金審議会運営規程等について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長補佐

「北海道地方最低賃金審議会運営規程」第6条の本審の議事の公開についてですが、原則として公開すると定められておりますので、本年度も審議会本審は全て公開により開催することにつきまして、御承認をお願いいたします。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいでしょうか。それでは異議なしということで、本審については全て公開することとします。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

ありがとうございます。それでは、本審については、全て公開することとします。続いて、議事（２）「北海道最低賃金の改正決定について」になります。

令和8年度における北海道最低賃金の改正について、北海道労働局長から諮問がなされると伺っております。事務局からお願いします。

○賃金室長補佐

ただ今より、北海道労働局長の村松から北海道最低賃金の改正決定について諮問をさせていただきます。諮問文につきましては、資料の右上に資料番号3と付した写しを配布しておりますので御参照願います。

それでは、会長及び局長は中央までお進み願います。なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしくお願いします。

○労働局長

北海道最低賃金の改正決定について（諮問）

「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条に基づく、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局長公示第1号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

よろしく願います。

（局長から会長へ諮問文を手交）

○賃金室長補佐

会長及び局長におかれましては、お席にお戻り願います。

記者の方も元のお席にお戻り下さい。

それでは、引き続き、会長に議事の進行をお願いいたします。

○亀野会長

ただ今、北海道最低賃金の改正の諮問をお受けしました。

当審議会としましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会から示される目安等を参考にしつつ、これまでの当審議会における議論を踏まえて令和8年度北海道最低賃金の改正について審議していくこととします。

円滑な審議ができるよう委員の皆様の御協力をよろしくお願いします。

それでは、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

事務局の落合です。本日の資料につきまして着座にて説明させていただきます。

お配りした資料の番号1から番号21になります。説明に当たりましては、最近の春闘妥結状況、景気動向、雇用失業情勢、政府方針などに絞った説明とさせていただきます。また、資料作成上、最新の状況が反映できていないものもあるかと思いますが、御容赦願います。

7ページの資料番号6「令和8年春闘賃上げ状況」を御覧下さい。主要団体から発表された状況をまとめた資料になります。連合北海道及び日本経団連発表の500人以上の大手企業ともに、昨年以上の引上げ額となっています。

続いて、8ページの資料番号7「北海道の経済情勢」を御覧下さい。日本銀行札幌支店などから発表された経済情勢についてまとめた資料になります。総括した判断としては、北海道内の景気は、「一部に弱めの動きがみられるが、緩やかではあるが持ち直している」とされております。

続きまして11ページ資料番号8、北海道労働局発行の「Labor Letter」を御覧下さい。有効求人倍率及び有効求人数ともに前年同月を下回る状況が続いています。北海道内の雇用情勢に係る基調判断は「求職に対し求人の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」とされています。

なお、北海道労働局が発表している有効求人倍率は、これまで道内のハローワークが受理した受理地別で公表しておりましたが、令和8年4月から就業地別の季節調整値に変更しております。

次に、21ページの資料番号9「北海道の主要指数の推移」を御覧下さい。厚生労働省の賃金構造基本統計調査による所定内給与額は、男女とも令和7年が最高額となっております。また、右から3番目、総務省統計局発表の「消費者物価指数」では、令和7年は上昇率3.5%となっています。

続いて、22ページの資料番号10「消費者物価指数」を御覧下さい。直近11か月間の全国、北海道、札幌市の消費者物価指数、総合と持家帰属家賃を除く総合を比較したグラフと表になります。この資料では、全国、北海道、札幌市ともに前年同月比を上回っていること、また、令和7年10月以降を見ますと北海道及び札幌市は全国の指数を上回る状況にあることが確認できます。

続きまして、24ページの資料番号12「毎月勤労統計調査（北海道分）結果の概要」になります。資料の中段の図1ですが、実質賃金が令和7年4月から12月にかけてマイナスであったところ、令和8年1月、2月にプラスとなりましたが、3月はマイナスに戻っています。

続きまして、26ページの資料番号13「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧下さい。この表は答申日ごとに法定発効日がいつになるかを示したものとなっております。仮に地域別最低賃金を令和8年10月1日発効とする場合は、令和8年8月5日までの答申が必要となります。

続きまして、31ページの資料番号15です。こちらは、北海道地方最低賃金審議会会長あてに送付されました「札幌弁護士会長声明」になります。要旨は「最低賃金の地域間格差を解消し、北海道を含めた全国の最低賃金を可及的速やかに1,500円以上となることを目指して更なる大幅な引上げを行うことを求める。政府に対し、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策を直ちに実施するとともに、早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた具体的な取り組みを開始するよう求める」になります。

続きまして、34ページの資料番号16です。北海道地方最低賃金審議会会長あてに送付されました日本共産党からの要請書になります。最低賃金に係る要請内容は「最低賃金を今すぐ1,500円に引き上げ1,700円をめざすこと。全国一律の最低賃金制度とし地域格差を解消すること。本省の責任で公示の日から起算して30日を経過した日との発効日の規定を遵守させること」の3点になります。

続きまして、35ページの資料番号17です。北海道地方最低賃金審議会長あてに送付されました一般社団法人北海道警備業協会からの要望書になります。最低賃金に係る要望事項は「地域経済及び中小企業の経営実態を十分考慮した審議。最低賃金引上げ分の適正な価格転嫁の推進。人材確保と処遇改善を両立できる環境整備。改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保」の4点になります。

続きまして、39ページの資料番号18は、令和8年6月29日までに提出された北海道内の地方議会等からの意見書の一覧です。その内容は、おおむね「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引き上げ審議を行うこと。賃上げの原資確保のため、公正取引を促す『パートナーシップ構築宣言』の宣言企業拡大を進めると同時に、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』を推し進め、最低賃金の大幅な引き上げを図ること」を求める内容となっております。

以上、雑駁ではありますが、本日の資料説明とさせていただきます。

○亀野会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、続いて、これからの審議について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本日、北海道最低賃金改正の諮問がなされたことに伴いまして、最低賃金法第25条第2項により、最低賃金改正に係る調査審議を行うために専門部会を設置することとなります。

専門部会の委員は、最低賃金審議会令第6条第1項により、9名以内とされております。また、その構成は最低賃法第25条第3項により、公労使の代表委員各同数とされており、各3名での構成となります。

そのため、労働者及び使用者を代表する専門部会委員の推薦公示を、本日の審議会終了後に行い、7月15日水曜日で締切り、その後、早急に任命手続に入りたいと考えております。

また、専門部会における議事の公開・非公開についてですが、北海道地方最低賃金専門部会運営規程第5条において「原則として公開とする」とされていますが、ただし書きにおいて「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又

は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」には、部会長は、会議を非公開とすることができるとされております。

そこで、第1回専門部会の審議は、原則どおり「公開」とし、第2回目以降は、第1回専門部会で公開・非公開の取扱いを御確認いただくことを考えております。
事務局からの説明は以上です。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、事務局は本審議会終了後に専門部会委員の推薦公示を行い、7月15日水曜日公示締切りの日程で進めてください。

また、第1回専門部会については、公開とすることによろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、第1回専門部会は、公開にて開催することとします。

続いて、議事(3)「事業場実地視察について」に移ります。これについて、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長補佐

審議会委員による事業場実地視察につきまして、資料番号19にて、令和6年度までの実地視察状況をまとめました。昨年度は審議会開催日程の都合から、実施を見送らせていただいたところですが、今回、委員の皆様にお願ひしましたアンケート結果では、過半数の委員から「実施の必要がある」との意見をいただきました。つきましては、本年度は事業場実地視察を実施していただきたいと考えておりますので、その可否につきましてお諮りしたいと思います。

○亀野会長

それでは、ただ今の事務局から提案された事業場の実地視察について、今年度は実地視察を行うか否か、ということで審議をいただきたいと思います。

御意見・御質問はありますでしょうか。

○渡辺（達）委員

私は関りがよく分からなく、書面回答を出さなかったのですが、私も実施した方が良いという意見をここで述べさせていただきます。

○亀野会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。アンケートでは過半数の委員から実施の必要があるということでいただいているということですが、特にやったほうがいい、やらないほうがいいございませんか。

はい、山田委員。

○山田委員

私は実施した方がよいということで提出させていただきましたので、過半数を超えているということであれば実施をお願いしたいと思います。

○亀野会長

ありがとうございます。実施した方がよいということですね。他ございませんか。

それでは実施した方がよいという意見が、アンケートをとっても過半数だったこと、今日の審議会においても実施した方がよいとの意見があったので、今年度につきましては、事業場実施視察を行うことにしたいと思います。

事業場実地視察について、事務局から何か具体的な提案はあったのでしょうか。

○賃金室長補佐

委員の皆様の意見やこれまでの実施状況を踏まえつつ、実施できるように準備を進めていきたいと考えております。

今後、対象事業場の選定、事業場との調整を行いまして決定したいと考えておりますが、実施日につきましては、現段階においては7月13日月曜日から17日金曜日の間で、実施したいと考えております。

実施日、対象事業場などが決まりましたら、委員の皆様に御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

○亀野会長

それでは、そのように進めていただければと思いますが、事務局から説明について、何か御意見・御質問ありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

他に御質問等がありますでしょうか。なければ、事務局は実地視察の準備を進め

てください。

続いて、議事（４）「特定最低賃金の意向表明状況について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長補佐

資料番号14を御覧下さい。北海道においては、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」の４業種について、特定最低賃金が定められています。

現在、その全ての業種において、改正の意向表明が提出されております。

今月中に予定されている特定最低賃金改正の申出がありましたら、その内容について速やかに審査確認を行っていきます。

審査結果やそれに伴う「改正の必要性に係る諮問」等について、可能であれば第２回本審にて報告させていただく予定であります。

○亀野会長

特定最賃の改正の件についてです。

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

よろしいですか。それでは、第２回本審で改正の必要性に係る諮問をいただくということになるということですね。では、そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議事（５）「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

○賃金室長

事務局から３点ございます。

１点目は、最低賃金法第25条第５項に基づき、関係労使からの意見聴取手続きにつきまして、本日の審議会終了後に公示を行い、７月22日水曜日を締切りとして事務手続きを進めたいと考えております。

なお、関係労使からの意見聴取の必要が生じた場合については、例年どおり第1回専門部会で実施したいと考えております。

１点目の説明は以上です。

○亀野会長

まず１点目ですね。関係労使からの意見聴取についてです。ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、事務局は本審議会終了後に公示を行い、7月22日水曜日締切りの日程で進めてください。

続けて事務局から説明・報告をしてください。

○賃金室長

2点目は、資料番号20の全員協議会の報告内容の伝達です。

全員協議会は、6月23日に中央最低賃金審議会に対して報告書を提出しましたので、その内容につきまして、報告させていただきます。

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地方最賃審の審議結果を踏まえると、

目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではとの審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと。

地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること。

等の課題があったと考えられる、とされています。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

近隣県等の答申が出た後で審議を行う動きが一部でみられ、過度な競争意識や最下位回避の意識の中で高い引上げになったのではないかと指摘がある。

目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではとの意見などが出された。

(2) 対応方針

法定3要素に基づき労使で丁寧に議論を積み重ねることが重要であること。

近隣県等との比較や最下位回避の動機から地域実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切ではない。

目安額に大幅上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最賃審の公益見解等で明らかにすべき。

地方最賃審の開催延期の動きが、他地域の結果のみをもって最賃額を決めたいとの意向によるものならば、データに基づく審議への疑義を生じかねないことに留意が必要。

前年度に例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響を委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき。

総合指数などの様々な指標を活用することは、3要素の状況を勘案する方法の一つと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、3要素のデータを確認すべき。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべき。

本省は、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

地域別最賃額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向がみられた。

発効日が1月1日以降となった6県の最賃審では、

最賃引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと

令和7年度の大幅引き上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどについて議論が行われた結果、発効日が例年と比べて大幅に後ろ倒しされることになった。

発効日の極端なばらつきは、最賃制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大すること、年度ごとに発行時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあると考えられる。

全員協議会の議論では、

地方最賃審が考えるべき方向性や考慮要素を、ある程度明確に示す必要があるのではないか。

「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めが利かなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

などの課題意識が示された。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった背景等の確認結果では、

越年発効となった背景については県により様々ではあるものの、熊本を除く5県が高い引上げ額に言及していた。

発効日が後ろ倒しにされたことの中小企業への影響に関する調査集計では、約8割の企業が「賃金引上げの時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた」と回答している。経営等への影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「準備期間が確保できた」と回答している。

6県の労働局のヒアリング調査では、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月

や11月初旬であれば準備は整う」などの意見もあった。

労働者からの調査では、多くは影響なしと回答したものの、賃上げ時期の遅れによるモチベーション低下や家計への影響を指摘する回答も見られた。

(3) 全員協議会における議論

引上げ額と引換えに発効日が後ろ倒しにされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であること、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り十分議論した上で、決定することを明確にすべき。就業調整の問題など他制度の課題を最賃法の枠組みの中に持ち込むことは最賃法の本来の趣旨を歪めるおそれがある。

引上げ額と発効日の関係については、

地方最賃審では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべき。

中央最賃審の令和7年度公益委員見解は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最賃審の委員間で併せて議論して決めてほしいという趣旨である。

発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果はさらに低くなる。

等の意見がありました。

(4) 対応方針

指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、地方最賃審で十分に議論して決定すること。

発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規定の見直し等に要する具体的な期間について十分に議論を行うこと。指定日発効とする場合には、判断理由を地方最賃審の公益見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。

指定日発効とした地方最賃審は、その影響を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

「4 その他」及び「5 今後の取組について」は省略します。

○亀野会長

ただ今の事務局からの説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。非常に今後の審議に関係する重要な報告だったと思いますが、いかがでしょうか。皆さんしっかり読んでいただいて、御理解いただいたということで、よろしいですか。

○各委員

なし。

○亀野会長

御質問等がなければ、次の事務局から3点目の説明と報告をお願いします。

○賃金室長

今後の審議会開催日程を報告します。

資料の68ページ資料番号21の「北海道地方最低賃金審議会開催日程（案）」を御覧下さい。

事前に委員の皆様にご協力いただきました日程調整を踏まえて、

- ① 第2回本審は、7月28日 火曜日 13時30分から、
TKP札幌駅カンファレンスセンター カンファレンス2A において、
議事は、目安伝達、特定最低賃金の改正の必要性諮問などを、
- ② 第3回本審は、8月5日 水曜日 15時00分から、
TKP札幌駅カンファレンスセンター カンファレンス2A において、
議事は、答申、特定最低賃金の改正の答申及び改正の諮問など
として設定させていただきたいと思います。

しかしながら、中央最低賃金審議会の目安答申の時期や専門部会での審議状況によっては、開催時期が遅れることもあり得ますので、その場合は、早急に日程調整を行い、開催日を決定したいと考えております。

なお、専門部会は、第2回本審終了後から第3回本審までの期間で開催を予定しております。事務局では、任命されました専門部会委員と調整した上で、第1回専門部会を、7月28日の第2回本審終了後から開催したいと考えております。

以上でございます。

○亀野会長

今後のスケジュールについてです。事務局からの報告について、御意見・御質問はありますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

またタイトなスケジュールになりますが、よろしいでしょうか。現時点の予定では、こういう予定ということですね。ただ、目安の状況であるとか、今後の進行としては、若干の影響があるということでもよろしいでしょうか。

○各委員
なし。

○亀野会長

それでは、次回の本審議会は、7月28日火曜日13時30分から、部屋は異なりますが、本日と同じこの建物での開催となります。

日程の確保と今後の円滑な審議運営に御協力をお願いします。

最後に事務局から何かありますか。

○賃金室長

特にございません。

○亀野会長

それでは、委員の皆様から何かございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。